資料５

地方議会議員年金制度を廃止した場合の課題について

地方議会議員年金と(旧)国会議員年金との比較

○地方議会議員年金は、廃止された(旧)国会議員年金とは、基本的な考え方、制度、実態において様々に異なっており、どのように考えるべきか。

	地方議会議員年金	(旧)国会議員年金
基本的考え方	公的な互助年金	退職金(国会法第36条)
運営方式	社会保険方式 (会員の掛金等による運営)	恩給方式 (国費による運営)
公費負担率	都道府県:約42% 市・町村:約40%(激変緩和を加えると、約47%)	約70%
公的年金との重複調整	被用者年金との重複期間は、 年金額を40%(公費相当)をカット	なし
平均年金額	約95万円 (平成19年度決算) 都道府県:195万円 市 :103万円 町村 : 68万円	約443万円(平成17年度決算)
年金算定式	平均報酬年額× {35/150+0.7/150×(在職年数−12年)}	歳費年額× {50/150+1/150×(在職年数−10年)}
掛金率	標準報酬月額× 都道府県 13/100 市町村 16/100	歳費月額×10/100 (国庫納付金)
特別掛金率	期末手当× 都道府県 2/100 市町村 7.5/100	期末手当×0.5/100 (国庫納付金)

参考　国会議員互助年金を廃止する法律の概要

【平成18年4月1日　国会議員互助年金法の廃止】

現職議員

- 在職10年以上 276人
  - ○納付金の総額の8割を退職時に給付
    又は
    ○退職後、廃止前（平成18年3月時点）の法律による年金額の15%削減した年金を受給
- 在職10年未満 446人
  - ○納付金の総額の8割を退職時に給付

平成18年4月以降 納付金は納付せず

過去在職通算10年以上の生存者 ○B議員

- 若年停止者 24人
- 既受給者 501人

○年金の支給継続

ただし、H6．12以後の　退職者（基礎歳費月額103万円）　年金額の10%削減
H2．7～H6．11の退職者（基礎歳費月額98．9万円）年金額の　8%削減
S59．4～H2．6の退職者（基礎歳費月額96．9万円）年金額の　7%削減
S56．4～59．3の退職者（基礎歳費月額88万円）　年金額の　4%削減
S56．3以前　の退職者（基礎歳費月額84万円以下）　削減しない

○高額所得の受給者の年金の停止措置強化

（年金と年金以外の所得との合計額が700万円を超えるときは、当該超える額の2分の1に相当する額の年金の支給を停止
（年金停止額が年金の額を超える場合には、年金の支給は全額停止））

○B議員の遺族

- 既受給者 409人
  - ○年金額を全額支給継続

地方議会議員年金を廃止する場合の課題

【課題１】年金給付の取扱い

・廃止する場合、これまで拠出してきた掛金の相当額は、返還する必要があるのではないか。その場合の額はどの程度か。

・既裁定者については憲法上の財産権の侵害の問題があることから、一定の年金額の支給が必要ではないか。その場合の額はどの程度か。

【課題２】年金給付に要する費用の取扱い

・（旧）国会議員年金は、恩給方式のため、納付金による収入がなくなっても、国費で給付が行われたが、地方議会議員年金では、掛金による収入がなくなった場合は想定されておらず、この場合の給付に要する費用の負担については、明確に定められていないことから、廃止に伴う年金給付に要する費用は誰が負担をするのか。

・公費で行うとしても、大幅に増大する公費負担への理解が得られないのではないか。

・公費で行うとしても、どの地方公共団体が負担するのか。

参考　地方議会議員年金制度を廃止した場合の財政負担額の試算

議員年金制度を廃止した場合の財政負担額の試算

シミュレーションによれば、議員年金制度を廃止した場合に必要な財政負担額は、平成２２年度末価格で

○ 全員が一時金給付を選択した場合　　約１兆１，２７５億円

○ 年金受給権者が年金給付を選択し、その他の者が一時金給付を選択した場合
約１兆３，４３８億円 となる。

平成２２年度末から５９年間でほぼ給付額がゼロとなる。

（内訳）	（一時金）	（年金・一時金）
都道府県議会議員共済会	７６７億円	９２５億円
市議会議員共済会	８，０９２億円	９，６８３億円
町村議会議員共済会	２，４１６億円	２，８３０億円

（試算の前提条件）
① 平成22年度末をもって制度を廃止する。
② 現役の会員については、現行制度に基づいて廃止時点における在職期間に応じた給付金額を確定し、議員退職後、在職期間が12年以上の者には年金を支給年齢に達したときから死亡するまで支給し、12年未満の者には退職時に一時金を支給する。
③ 年金受給権を有する者が一時金の受給を選択した場合は、在職期間が8年を超え12年に満たない者と同様の割合で一時金を支給する。また、在職期間が3年未満の者に対する一時金は、在職期間が3年以上4年以下の者と同様の割合で支給する。
④ 制度廃止時点において既に年金受給者である既裁定者については、廃止時点の年金額を死亡するまで支給する。なお、退職年金から転給した遺族年金を含める。
⑤ 計算基礎データ、報酬改定率、計算基礎率等の前提条件は「現行制度における収支概算表」と同様とし、収支概算表で用いた運用利回りで割り引く。

出典：地方議会議員年金制度に関する研究会報告書（H21．2）（地方議会議員年金制度に関する研究会）